全国青少年育成県民会議連合会　会則

（名称）

第1条　この会は、全国青少年育成県民会議連合会という。

（目的）

第2条　この会は、全国の青少年育成県民会議が相互に連携をもち、青少年育成活動を推進し、もって次代の日本を担う青少年の健全育成に寄与することを目的とする。

（事業）

第3条　この会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

一　全国の青少年育成県民会議との連絡・協議

二　全国の青少年育成県民会議の意見集約並びに国への要望

三　青少年育成のための啓発運動

四　青少年育成関係諸団体との協力

五　その他この会の目的を達成するために必要な事業

（会員及び会費）

第4条　この会の目的に賛同し、これに入会した全国の青少年育成県民会議を正会員とする。

2　この会の目的に賛同し、後援をするために入会した団体（企業）等を賛助会員とする。

3　正会員及び賛助会員の年会費は５千円とする。

（役員及び任期）

第5条　この会に、次の役員を置き、任期は（２年）とし、再任を妨げない。

会長　　１名

副会長　　１名

会計理事　　１名

理事　　６名（会長、副会長、会計理事を含む）

監事　　２名

（役員の選任）

第6条　理事は、正会員の中から別表に定めるブロックごとに１名（青少年育成県民会議の会長若しくはそれに準ずる者）選出する。尚、理事はブロックの代表を兼ねる。

2　会長、副会長、会計理事は理事の互選による。ただし、総会において承認を求めるものとする。

3　監事は、正会員の中から理事会の推薦に基づき総会において選任する。

4　理事及び監事は相互に兼ねることができない。

（役員の職務）

第7条　会長は、この会を代表し会務を統括する。

2　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

3　理事は、理事会を構成し、総会の議決に基づいて会務を執行する。
4　役員は、任期途中で退任したときは、後任者が残存任期を引き継ぐものとする。
4　監事は、次に揚げる職務を行う。
（1）　会計を監査すること
（2）　事業の執行状況を監査すること
（3）　会計及び事業の執行状況について、これを総会に報告すること
（顧問）
第 8 条　この会に、顧問を置くことができる。
2　顧問は、理事会の承認を得て会長が委嘱する。
3　顧問は、理事会の諮問に応じ助言する。
4　任期は 1 年とし、再任を妨げない。
（会議）
第9条　会議は総会、理事会及びブロック会議とする。
2　総会は、会長が招集し、この会則に定めるもののほか、理事会において必要と認められる事項について議決する。
3　理事会は、会長が招集し、事業計画及び予算に関する事項、事業報告及び決算に関する事項その他会務執行に必要な事項の議決を行う。ただし、議決事項については、総会において承認を求めるものとする。
4　ブロック会議は、理事が招集し、ブロック内における情報交換等を行う。
（会計）
第10条 この会の会計年度は 10 月 1 日に始まり、翌年 9 月 30 日に終わる。
（会則の改正）
第11条 この会則の改正は、総会の承認を得なければならない。
（補則）
第12条 この会則に定めるもののほか、この会の運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。
附則
1　この会則は、平成 23 年 11 月 29 日から施行する。
2　この会則は、平成 24 年 11 月 30 日から施行する。
3　この会則は、平成 25 年 11 月 26 日から施行する。
4　この会則は、平成 26 年 11 月 26 日から施行する。
5　この会則は、令和 3 年 12 月 1 日から施行する。